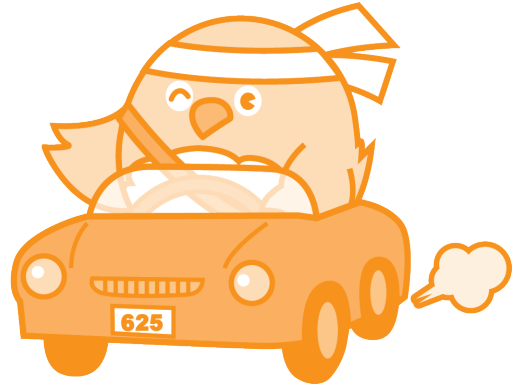


県税のしおりNo.7

自動車税種別割



自動車税種別割とは

自動車の所有者に対して課される税金で、財産税としての性格のほか、道路損傷負担金としての性格も有する税金です。

自動車とは、乗用車、トラック、バスなどの普通自動車、小型自動車（二輪のものを除く）です。「自動車税」は令和元年10月1日から「自動車税種別割」に名称が変わりました。

納める人

大分県内に定置場のある自動車の所有者

(注) 自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売などの場合）は買主が当該自動車の所有者とみなされ、買主が納めます。

納める額（年税額）

3ページ目の自動車税種別割税額表を参照。

申告と納税

申告

自動車の購入・譲渡・所有者の氏名・住所の変更などがあった場合は、大分県税事務所自動車税管理室に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出しなければなりません。

なお、自動車の購入などを行った場合は、運輸支局で登録の申請が必要です。

納税

毎年5月末日までに納税通知書により納めます。

(注) 1 年の中途において自動車を購入した場合は、月割により計算した額を申告（登録）の際に納めます。

ただし、移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務があります。（新所有者には翌年度から課税されます。）

2 年の中途において抹消登録した場合は、抹消登録した月の翌月以後の分を減額（還付）します。

※他の人へ譲渡した場合や、廃車した場合は運輸支局への登録申請を行わないと、引き続き自動車税種別割が課されることとなりますので注意してください。

* 自動車税種別割のグリーン化税制 *

自動車税種別割のグリーン化税制は、自動車の排出ガス等の環境に与える影響の程度により、自動車税種別割の税額を変更する制度です。

環境にやさしい自動車を取得した場合は、新車新規登録された年度の翌年度1年間の自動車税種別割が軽減（軽課）されます。一方、新車新規登録から11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車（LPG車）については、翌年度から自動車税種別割が増額（重課）されます。

1 環境にやさしい自動車の軽減措置

本来の税額（税率）から軽減されます。

- 令和5年度に新車新規登録された軽減対象自動車…令和6年度分を軽減
- 令和6年度に新車新規登録された軽減対象自動車…令和7年度分を軽減

新車新規登録の時期	令和5年4月1日～令和8年3月31日		
軽減対象期間	新車新規登録された年度の翌年度分（1年限り。軽減された年度の翌年度からは標準税率で課税されます。）		
対象車及び軽減内容	電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から NOx 10%以上低減）		概ね75%軽減
	営業用乗用車	ガソリン車 L P G 車 ★★★★ かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね75%軽減 ※令和7年度取得分まで対象。 それ以降延長なし。
		ディーゼル車 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合 かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	
	ガソリン車 L P G 車 ★★★★ かつ 令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね50%軽減 ※令和6年度取得分まで対象。 それ以降延長なし。	
ディーゼル車 平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合 かつ 令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成			

※「ポスト新長期規制」：ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制。

※「★★★★」：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成。

2 環境負荷の大きい自動車の重課措置（本来の税額に加算されます）

対象自動車		措置内容
ガソリン、LPG車	ディーゼル車	
平成23年3月31日までに新車新規登録をされた自動車	平成25年3月31日までに新車新規登録をされた自動車	令和6年度以降概ね15%加算
平成24年3月31日までに新車新規登録をされた自動車	平成26年3月31日までに新車新規登録をされた自動車	令和7年度以降概ね15%加算

(注) 1 一般乗合用バス、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引自動車を除きます。

2 バス・トラックは概ね10%加算されます。

3 新車新規登録から13年を経過したガソリン車（LPG車）、11年を経過したディーゼル車で重課対象となった自動車は、抹消登録されるまで継続して重課措置が適用されます。

※ 軽減措置、重課措置ともに新車新規登録された年月は、自動車検査証の「初度登録年月」欄をご覧ください。

自動車税種別割税額表

(円)

車種別	営 業 用				自 家 用						
	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	軽減 (△50%)	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)		
乗 用 車	総排気量 1 ℓ以下	7,500		8,600	2,000	4,000	25,000 (29,500)		33,900	6,500	
	〃 1 ℓ超 1.5 ℓ以下	8,500		9,700	2,500	4,500	30,500 (34,500)		39,600	8,000	
	〃 1.5 ℓ超 2 ℓ以下	9,500		10,900	2,500	5,000	36,000 (39,500)		45,400	9,000	
	〃 2 ℓ超 2.5 ℓ以下	13,800		15,800	3,500	7,000	43,500 (45,000)		51,700	11,000	
	〃 2.5 ℓ超 3 ℓ以下	15,700		18,000	4,000	8,000	50,000 (51,000)		58,600	12,500	
	〃 3 ℓ超 3.5 ℓ以下	17,900		20,500	4,500	9,000	57,000 (58,000)		66,700	14,500	
	〃 3.5 ℓ超 4 ℓ以下	20,500		23,500	5,500	10,500	65,500 (66,500)		76,400	16,500	
	〃 4 ℓ超 4.5 ℓ以下	23,600		27,100	6,000	12,000	75,500 (76,500)		87,900	19,000	
	〃 4.5 ℓ超 6 ℓ以下	27,200		31,200	7,000	14,000	87,000 (88,000)		101,200	22,000	
	〃 6 ℓ超	40,700		46,800	10,500	20,500	110,000 (111,000)		127,600	27,500	
電気自動車	7,500			2,000	4,000	25,000 (29,500)			6,500		
貨 物 自 動 車	最大積載量 1 t以下	6,500	7,100		2,000		8,000	8,800		2,000	
	〃 1 t超 2 t以下	9,000	9,900		2,500		11,500	12,600		3,000	
	〃 2 t超 3 t以下	12,000	13,200		3,000		16,000	17,600		4,000	
	〃 3 t超 4 t以下	15,000	16,500		4,000		20,500	22,500		5,500	
	〃 4 t超 5 t以下	18,500	20,300		5,000		25,500	28,000		6,500	
	〃 5 t超 6 t以下	22,000	24,200		5,500		30,000	33,000		7,500	
	〃 6 t超 7 t以下	25,500	28,000		6,500		35,000	38,500		9,000	
	〃 7 t超 8 t以下	29,500	32,400		7,500		40,500	44,500		10,500	
	最大積載量が8 tを超える場合の1 tまで毎に加算する額	4,700	5,100		1,200		6,300	6,900		1,600	
	貨客兼用車	総排気量 1 ℓ以下	3,700	4,100		1,000		5,200	5,700		1,300
〃 1 ℓ超 1.5 ℓ以下	4,700	5,200		1,200		6,300	6,900		1,600		
〃 1.5 ℓ超	6,300	6,900		1,600		8,000	8,800		2,000		
※トラックの最大積載量ごとの年税額に総排気量に応じた上記の額を加算した額になります。											
ト レ ー ラ ー	けん引車 小型自動車	7,500	8,200		2,000		10,200	11,200		3,000	
	普通自動車	15,100	16,600		4,000		20,600	22,600		5,500	
	けん引車 小型自動車	3,900					5,300				
	普通自動車で最大積載量が8 t以下 〃 で最大積載量が8 tを超える場合の1 tまで毎に加算する額	7,500					10,200				
三輪車	小型自動車	4,500		5,100	1,500	2,500	6,000		6,900	1,500	
バ ス	乗車定員 30人以下	12,000	13,200		3,000						
	〃 30人超 40人以下	14,500	15,900		4,000						
	〃 40人超 50人以下	17,500	19,200		4,500						
	〃 50人超 60人以下	20,000	22,000		5,000						
	〃 60人超 70人以下	22,500	24,700		6,000						
	〃 70人超 80人以下	25,500	28,000		6,500						
	〃 80人超	29,000	31,900		7,500						
	乗車定員 30人以下	26,500	29,100		7,000		33,000	36,300		8,500	
	〃 30人超 40人以下	32,000	35,200		8,000		41,000	45,100		10,500	
	〃 40人超 50人以下	38,000	41,800		9,500		49,000	53,900		12,500	
〃 50人超 60人以下	44,000	48,400		11,000		57,000	62,700		14,500		
〃 60人超 70人以下	50,500	55,500		13,000		65,500	72,000		16,500		
〃 70人超 80人以下	57,000	62,700		14,500		74,000	81,400		18,500		
〃 80人超	64,000	70,400		16,000		83,000	91,300		21,000		
特 種 用 途 車	霊 柩 車	12,000		13,800	3,000						
	キャンピング車	総排気量 1 ℓ以下						20,000 (23,600)		27,100	5,000
		〃 1 ℓ超 1.5 ℓ以下						24,400 (27,600)		31,700	6,500
		〃 1.5 ℓ超 2 ℓ以下						28,800 (31,600)		36,300	7,500
		〃 2 ℓ超 2.5 ℓ以下						34,800 (36,000)		41,400	9,000
		〃 2.5 ℓ超 3 ℓ以下						40,000 (40,800)		46,900	10,000
		〃 3 ℓ超 3.5 ℓ以下						45,600 (46,400)		53,300	11,500
		〃 3.5 ℓ超 4 ℓ以下						52,400 (53,200)		61,100	13,500
		〃 4 ℓ超 4.5 ℓ以下						60,400 (61,200)		70,300	15,500
		〃 4.5 ℓ超 6 ℓ以下						69,600 (70,400)		80,900	17,500
〃 6 ℓ超						88,000 (88,800)		102,100	22,000		
電気自動車						20,000 (23,600)			5,000		
そ の 他	13,500		15,500	3,500		18,200		20,900	5,000		

※ 重課 (+10%) 欄は、年税額に概ね10%加算した後の税額です。
 重課 (+15%) 欄は、年税額に概ね15%加算した後の税額です。
 軽減 (△75%) 欄は、年税額を概ね75%軽減した後の税額です。
 軽減 (△50%) 欄は、年税額を概ね50%軽減した後の税額です。
 税額欄のうち、[] 内の税額は、令和元年9月30日以前に初回新規登録したものの

(注) 1 ロータリーエンジンを原動機とする自動車の総排気量は、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値により適用します。
 2 貨物車のうち「貨客兼用車」とは、乗用定員(最大乗車定員)が4名以上のものです。なお、この場合のトラックの年税額は、最大乗車定員で運行した場合の最大積載量により適用します。
 3 特種用途車の「その他」の税率は、構造区分等が明らかでない自動車に限り適用します。

減 免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている方（以下「障がい者」という。）で、一定の要件を満たす場合（※）に申請により自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免が受けられます。

- （※）
- 1 減免を受けることができる障がいの程度であること。
 - 2 原則として障がいのある方本人が所有する自動車であること。
 - 3 障がいのある方本人以外の方が運転する場合は、障がいのある方の通院、通学、通所又は生業のために使用する自動車であること。

減免を受けることができる障がいの程度

障がいの程度が次の表1又は表2に該当する場合です。

表1（障がいのある方本人が運転する場合）

手帳の種類		障がいの区分	障がいの級別（障がいの程度）
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障害		2級及び3級
	平衡機能障害		3級
	音声機能障害		3級（咽頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそしゃく機能のそう失は除く。）
	上肢不自由		1級及び2級
	下肢不自由		1級から6級までの各級
	体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
		移動機能	1級から6級までの各級
	心臓機能障害		1級及び3級
	じん臓機能障害		1級及び3級
	呼吸器機能障害		1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
	小腸の機能障害		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級
戦傷病者手帳		恩給法に定める障がいの程度で、身体障がい者同様減免の範囲が定められています。詳細については、もよりの県税事務所にお問い合わせください。	
療育手帳		A1及びA2	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

表2（障がいのある方と生計を一にする方又は障がいのある方を常時介護する方が運転する場合）

手帳の種類		障がいの区分	障がいの級別（障がいの程度）
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障害		2級及び3級
	平衡機能障害		3級
	音声機能障害		3級（咽頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそしゃく機能のそう失は除く。）
	上肢不自由		1級及び2級
	下肢不自由		1級から3級までの各級及び4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
		移動機能	1級から3級までの各級及び4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級
	心臓機能障害		1級及び3級
	じん臓機能障害		1級及び3級
	呼吸器機能障害		1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
	小腸の機能障害		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級
戦傷病者手帳		恩給法に定める障がいの程度で、身体障がい者同様減免の範囲が定められています。詳細については、もよりの県税事務所にお問い合わせください。	
療育手帳		A1及びA2	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

（注）1 障がい等級は、手帳の等級ではなく「障がい区分」ごとの障がい等級により判断します。例えば、障がい名が「左上肢機能の軽度の障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合には、減免となりません。ただし、生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合で、下肢不自由又は移動機能の6級までの障がいを含み、他の障がいを重複する場合は、手帳の等級で判断します。また、同一の障がい区分、等級で2つの重複する障がいがある場合、1級上の等級で判断します。

2 「障がいのある方と生計を一にする方」とは、同一の生活共同体に属して日常生活の資を共にしている方です。また、「障がいのある方を常時介護する方」とは、障害者手帳を交付されている方のみで構成されている世帯（18歳未満の者を除く。）の障がいのある方のために日常的（週3日以上）に自動車を運転する方です。

減免の対象となる自動車

次の(1)及び(2)を満たす場合です。

(1) 自動車の所有者

障がいのある方本人が所有する自動車（障がいのある方が18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の場合は生計を一にする方の所有する自動車でも減免の対象です）であることが必要です。

なお、減免の対象となる自動車は、障がいのある方1人につき1台となりますので、軽自動車を所有し、既に市町村で減免を受けている場合は、軽自動車以外であっても2台目は減免できません。

(2) 自動車の使用目的

障がいのある方本人が運転する場合を除き、生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合は、障がいのある方の通院、通学、通所又は生業のために継続して使用していることが必要です。

なお、「通院、通学、通所又は生業」については、施設等が限定されますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。

申請手続

自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請書に次の区分に応じた書類が必要です。

(1) 従来から使用している自動車について、新たに減免を申請する場合

◎ 必要書類

①障がい者手帳

②自動車検査証

③運転免許証（自動車の運転者）

※障がいのある方本人以外が運転する場合は、以下の書類が追加が必要です。

④生計を一にする方又は常時介護する方であることを証する書類

⑤使用目的（通院、通学、通所、生業）を証する書類

◎ 提出先

住所地を所管する県税事務所（大分県税事務所管内にあっては大分県税事務所自動車税管理室）に提出してください。

(2) 年度の途中で新たに取得した自動車、県外から転入した自動車について減免申請する場合

◎ 必要書類

①障がい者手帳

②運転免許証（自動車の運転者）

③障がいのある方本人以外が運転する場合は、上記(1)の④及び⑤

◎ 提出先

自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する時に併せて大分県税事務所自動車税管理室に提出してください。

減免限度額

(1) 自動車税種別割

減免限度額は年税額で45,000円（グリーン化税制による重課対象車は51,700円（バス・トラックは49,500円））です。

(2) 自動車税環境性能割

250万円に税率を乗じて得た額が減免限度額です。

※減免を受けることができる自動車は、障がいのある方1人につき1台に限られますので、既に減免を受けている自動車がある場合は、既減免車の移転登録（名義変更）又は抹消登録がなされていなければ新たな減免が受けられません。（移転登録又は抹消登録できない理由がある場合は提出先にお問い合わせください。）

自動車税種別割の納付について

自動車税種別割は、以下の方法により納付することができます。



●キャッシュレス決済

スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「PayB」「ゆうちょPay」等による納付や、地方税お支払サイトへアクセスして、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付することができます。

●口座振替納税

事前に利用申し込みが必要です。専用の申込ハガキは県内の金融機関や郵便局、県税事務所の窓口にて備え付けています。

●コンビニエンスストア納税

●金融機関、郵便局、県税の窓口

車検等での自動車税種別割納税証明書の提示は省略できます

納税確認の電子化により、自動車税種別割の未納がない場合は、運輸支局への車検時の納税証明書の提示が省略できます。

(納付情報の確認には、納付方法によって概ね2週間の日数を要する場合があります。)

ただし、次の場合は納税証明書の提示が必要です。

●自動車税種別割の納付後、すぐに車検を受ける場合

●過年度分を含め自動車税種別割（延滞金を含む）に未納がある場合

くわしくは、もよりの県税事務所へお問い合わせください。

	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5771
自動車税管理室	870-0907	大分市大津町3-4-13	097-552-1121
佐伯納税事務所	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-3021
豊後大野納税事務所	879-7131	豊後大野市三重町市場1123	0974-22-7501
日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2920

ホームページ「くらしと県税」 <https://www.pref.oita.jp/site/zei/>